



社会福祉法人 友愛学園  
広報紙 Vol.21

発行日 2014年 10月15日  
 発行人 社会福祉法人 友愛学園  
 〒198-0001  
 東京都青梅市成木2-107  
 電話 0428-74-5453  
 F A X 0428-74-6087  
<http://www.yuaigakuen.or.jp/>



題字は学園創始者元理事長 故実川 博氏書

## 友愛学園祭…雑感



理事長 柘植 吉治

この歳になると一年の経過が早くなる(年を重ねるごとにそのスピードが加速される)、などと同年代間での会話が変に盛り上がるがよくありません。その加速感が近頃では一週間単位となり、少々大げさな表現をお許し頂くとして、朝起きたらもう来週になっていた、などと感ずることさえあります。これは人生の終末に向けてのカウントダウンが開始されたという、「大」からのメッセージであると思われ、受け止めています。同時に自分自身が歩んできた道筋を振り返って見ると、その足跡の評価はできないまでも、生きてきた証を得ることができるところであろうと考えているところです。不思議なものでそんな境地になったとき、老いることも満更ではないと思えるようになりました。

話は一転しますが、最近ふと思ひ立ち、紙くずのように、本棚や机の引き出しに閉じこめておいた古い資料などの整理を始めています。その中に、先の号の「友愛」でも一部引用しましたが、近々開催される友愛学園祭にまつ

わる歴史の一端を示す資料が出てきました。

そんなことから友愛学園祭開催に関する経緯について、思いつくまま述べてみたいと思います。

まずは、今も時々話題になるその年の友愛学園祭が第何回になるのかについてですが、結論を先にいえば断定できません。と言つてしまえば話はそれまでですが理由があります。それは、そもそもこの行事は友愛学園成人部の年間行事として、一九六八年に文化祭という名称で行われたのが始まりで、その後毎年開催されてきましたが、第何回目からであったか(記録も記憶も曖昧)法人全体の行事として開催されるようになったからであります。当時、開催するたびに二五ページ前後のパンフレットを、職員が手作りし、来会者の皆さんに配布していましたが(その後来会者数増加等の理由により中止したと記憶しています)、私の手元には一九七五年(昭和五〇年・第七回と記載)から一九七八年(昭和五三年・第一〇回と記載)までの四カ年分が残されています。それから積算した場合、成人部の改築工事により、一九八七(一九八八年度)の二カ年度に亘り開催が中止された以外毎年度実施されてきたので、今年度で四四回ということになります。前に述べたように法人の年間行事として装いを改めた年代は不明ですから、依然として謎のまま

言うしかありません。友愛学園の歴史上の謎として割り切るのも一興ではないでしょうか。

手作りのパンフレットについて紹介しましたが、初期の頃の会場設営も全くの手作りで、当時のパンフレットの中の冒頭挨拶の終わりでは次のように述べています。…誇れることは全て手作りであることです。乏しい知恵は持ち前の労力で補い、準備しました。多少の不便は我慢して、手打ちの文化祭をお楽しみ下さい。…時を経て、友愛学園祭も全く様変わりしました。大きな一例として上げれば、初期にはほとんどボランティアの姿を見ることもなく、来場者も保護者の皆さんを中心とした、いわば内輪の方々でした。今は、多くの様々な分野のボランティアの皆さんの支えと、賑やかにご来場頂く市民の皆さん方のご参加で地域のイベントとも言える形になりました。

一九七八年度開催時のパンフレットでは、冒頭挨拶として、次のような文章が記されています。…日本にやってきた中国の副首相鄧小平氏はいいました。「水を飲むときには井戸を掘った人の事を考えよう。」…中略…これからも、さらに多くの人たちの中に輪を広げて、こんなと清冽な水が絶えることなく湧く井戸を完成させたいと思います。…

何回目? かの友愛学園祭、賑やかに迎えましょう。

# 災害時における 非常備蓄用品の整備

## 災害時備蓄への取り組み

平成二三年三月一日日に発生した東日本大震災は記憶に新しいところでしょう。震災以降から企業などをはじめとする各機関においても、未曾有の出来事に対する意識が高まっています。店舗などでも家庭用避難用品や非常食などを目にする機会も増え、ご家庭においても備蓄品などを備えられた方も多いのではないのでしょうか。大正一三年の関東大震災以降、大規模な地震はありませんが、東京でも震度六弱以上の直下地震発生は、ある程度の切迫性を有していると指摘され続けていることも事実です。

友愛学園がある青梅に関しては震災だけではなく、豪雨や豪雪などの気象的條件からの自然災害も発生しやすい場所であるとの認識は以前から持つていました。そのような観点から、災害時の備蓄はこれまでも行っていました。成人部、児童部とそれぞれの事業所ごとで常備をしていました。

## 備蓄品の見直し

友愛学園でもやはり東日本大震災が契

機となり備蓄品を見直す機会となりました。運搬物資が停滞し店に商品が並ばない状況、ガソリンスタンドに渋滞をなす車、公共交通機関のマヒで通勤に支障をきたす人々等、恐らく皆さんも見た光景や体験をされた事柄ではないでしょうか。このような経験を通して再度、本当に必要とする備蓄品を改めて見直してみることになりました。

## 備蓄の考え方

このような状況を受けて同じ敷地内にある成人部と児童部とが一体的に備蓄すべきだという考えのもと改めて検討することになりました。

まずは必要なものをリストアップしながら揃えるものを精査する作業を行いました。現在の備蓄品はスペースを取らないようにコンパクト化されたものや使い方が便利に工夫されたものなどがマスマディアなどでも沢山紹介されているのを目にします。そういう意味では、備蓄したものが実際に使える物なのかなど専門家ではない私たちが考えることには限界がありました。なか参考に出るものがないかと企業や団体向けに行っている災害対策をはじめとする展示会に足を運んでみたところ、そこで色々アドバイザーをして頂ける業者と出会うことが出来ました。ここで知れたことは、備蓄品

の考え方の多くは、避難所へ避難をするまでの備蓄というのが一般的な考え方でした。反対に多くの利用者さんが生活をして



防災倉庫

いる施設においては、建物が残存する限りは、この場所に留まる状況を想定しなくてはいけない事でした。その他にも物資は、すべての人に平等に行き届かなくては意味がないこと、施設の入所構成から子どもから大人までが使用できるものを考えるなど、まさに専門家としての的確なアドバイスを頂くことが出来ました。

## 備蓄品

前項での「避難するのではなくそこに留まるために必要なもの」・「すべての人に行き渡ること」・「子どもから大人までが使える」この三点をキーワードに改めて備蓄品選びが始まりました。

すべての人に行き渡ることとして、初めに想定人数を算出しました。結果、成人部利用者さんと児童部利用者さん。そして、利用者さんの生活を維持、支援するために必要な職員数分と地域から支援

協力があつた場合に対応が出来る分として総計で一五〇人分の備蓄を確保することにしました。それだけの備蓄品を保管できる倉庫も建てました。留まるために必要なものとしては、主に衛生用品や生活雑貨が中心となりますが、震災はいつ起こるか分からない点からは、夏場対策や冬場対策といった季節物も含まれます。

また、電気が寸断された場合における電力確保には一番頭を悩ませました。成人部、児童部共に食事をミキサーにかけて提供している方がいます。この電源だけは確保する必要があります。太陽光で電気が備蓄できる小型の備蓄電源を購入しました。

これまでも当然、準備していなかったものですし、まさに私たちだけではこの発想にはいきつかなかつたものです。このようにして、職員からの意見などを参考にしながら知識を有する専門業者の協力を得て備蓄品の整備を行いました。「備えあれば」と言いますが「実際には使わないにこしたことはなく」でも、ここで生活をされる利用者さんの安心と安全な生活が維持できることを念頭に災害時に対応できる備蓄を行いましたことを

報告致します。



備蓄電源

# 児童部における 意思決定支援の 取り組み

平成二六年一月、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」(略称)が我が国において批准されました。条約自体は、平成一八年に国連総会で採択されましたが、日本においては、関連する国内法の整備をした上での批准を目指したため、ここまでの時間を要することになりました。

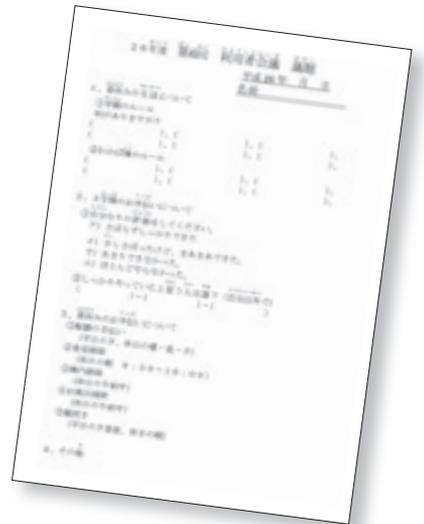
二一世紀(二〇〇一年)以降の我が国における障害者施策の流れを見ると、平成一五年に「障害者支援費制度」が導入されました。障害者の自己選択・自己決定を前提とした事業者と契約に基づいてサービスを利用できる制度とした再編制度でした。平成一八年には、「障害者自立支援法」が施行と障害福祉サービスの見直しが続きました。平成二三年以降、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」、平成二四年には「障害者自立支援法の骨格を残した「障害者総合支援法」の施行、平成二五年に「障害者施設等製品優先調達法」、「障害者差別解消法」と障害者施策の歩みがありました。簡単に中を紐解いてみるとこの四半世紀だけ

でもこれだけの制度再編が行われている激動期であったことがわかります。前半部分は、サービスの利用方法に関する内容が主であったものが近年に近づくにつれ、障害者の権利保障が大きな論点になってきたことがわかります。

このような流れの中で、障害者基本法の中身にも「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ(中略)障害者の権利利益の保護等」と文言が入ってきたのははじめ、障害者総合支援法においては、障害者に対する支援として「障害者の意思決定支援を事業所の責務として規程」と意思決定支援の方が明示されており、「意思決定支援」が私たち現場の支援においても大きなポイントとなってきたという現状があります。

子どもにおいては児童の権利条約二二条で「意思表明権」が、一三条で「表現の自由」が謳われているところです。

児童部においても、子ども達の意見や思いが少しでも伝えられるような取組をしてきています。一つに毎年、施設におけるサービスの質と内容を評価・公表する為の福祉サービス第三者評価があります。評価者は施設や子ども以外の中立者であったり、客観的視点の立場の方です。子ども達一人一人に生活状況や子ども自



身のことなどの聞き取りを行って頂いています。また、事業所における苦情解決

や利用者さんの状況や対応を改善するために設置されている第三者委員の方々と子ども達との懇談会の場を設定しています。実際に委員の方々は子ども達を囲んでざっくばらんに話しをされていますが、日常生活をはじめ、学校でのことや進路のこと、時には悩み事なども子ども達から出されており、生活の中で思っていることや自分たちはこういう生活をした方がいいような思いなどを話せる機会となつていきます。第三者的な立場の方と話しをすることで、職員では聞き出せない子ども達も持っている水面下の思いや希望などが意外と多く引き出せることを考えると、意思表出の場になつていくことは明らかです。

その他、児童部では定期的に「利用者会議」というものを開催しています。子ども達も主体となつて、自分たちの生活

上におけるルールや決め事などを話しあったり、学園祭やクリスマス会などの行事の出し物を決めたりとその内容は様々です。その場には職員も立ち会いますがあくまで助言者であり、会議の進行も子ども達に委ねています。自分たちで決めたことには規範意識も高く、決定事項に対して個々の自主性がうまれていることは正に自分たちの生活を自分たちで決めている姿に映ります。

なによりも自分の意思で色々なことを選択し決定できるようにすることは、自立に向けても、とても重要なことであり、子ども達も自分の意思をしっかりと表出できるような手段を持てるよう支援にあたっていききたいと思えます。



# 友愛学園 成人部

## 作業棟改修工事について

五月から六月にかけて作業棟二階の改修工事を行いましたので、ご報告致します。

作業棟は昭和五三年三月に建設され、利用者さんの日中活動や休憩場多目的ホールとして活用してきました。三〇数年の長きにわたる使用もあり、床や壁の傷みなど散見された状況となっており、今回の修繕工事を行っています。

今回の改修工事は、二階に上がる階



段から二階作業場全面の改修工事となりました。床材の張り替え、壁の塗装、シンクの取り外し、トイレは車椅子にも配慮した作りとなりました。

壁にはこれまで利用者さん達が作成した絵画やオブジェが飾られ、さながら小さなアトリエか美術館のような落ち着いた空間となっています。

今後、作業棟二階は会議や研修などに活用されていきます。

## 山本寛齋氏が 来園されました

「日本人達の心の中に、自分の個性も、他人の個性も容認する時代が来た」

「今日作品を見て、大きな衝撃を受け



ました。こちらの皆さんの発想力は、私たちのとはまた違った、大きな創造性があると感じました。私は制作時、その世界に入る時はのたうち回ります。が、彼らは、天性の力で作品作りの世界に入っているように感じます。」

これは、六月五日、ファッシュンデザイナー山本寛齋氏が友愛学園成人部に来園され、日中活動職員とのワークショップ、トークセッションの時に、発せられた言葉です。

当日はあいにくの天候で雨が静かに降る中でしたが、山本寛齋氏は第二作業棟の作業を見学され、利用者さん一人一人に話しかけられました。

差し出された手をぎゅっと握り返す利用者さんに驚くこともなく、一つ一



つ作品を手に取り、時間を掛けゆつくと見学をされました。また、近隣施設十一団体の利用者さん作品にも目を通されました。

特に藍染めの作品や、桑の木を活用した紙で出来た帽子には驚かれ、トルコイスタンブールで行われた、日本トルコ外交関係樹立九十周年記念イベント「HELLO ISTANBUL!!!」に学園から出品をさせて頂いています。

今回のワークショップ、トークセッションの時には、個性的な作品を展示する際の配慮、創作に対するエネルギー、イベントプロデューサー時の配慮、様々な意見交換がされました。今後の作品展に生かし、皆さんにお伝えできればと思います。

## 地域支援・相談支援

### 一 グループホーム

#### (一) 新しいグループホームの建設

すてっぷ小中尾のユニットを増やす形で、東京都と調整を続けてきましたが、ようやく八月に東京都の補助金(障害者通所施設等整備費補助事業)の内示を受けることが出来ました。

はれて建築確認も取れ、いよいよ一〇月初めに入札です。今回は一般競争入札の形をとりませんが、東日本大震災の復興等の影響もあって、材料の高騰など懸念されることはたくさんあります。市内でも入札が成立しなかった話を聞けば、より一層ほどほどの価格で落札できるか心配は尽きません。

九月末に、青梅福祉作業所の保護者の要請で、友愛学園が運営しているグループホームについて説明をしました。費用負担のこと、病気になるたしたこと、日常的な支援体制のこと、将来のことなど、保護者の方が心配されておられることを中心にお話ししました。

平成二七年四月開所を目的に、七名規模で青梅福祉作業所の利用者を中心に入居受け入れの予定です。

年内に新しいグループホームの説明会を開いて、希望者を募っていきます。

#### (二) グループホームの行事

直営や委託のグループホーム「とも」「フォレスト」「すてっぷ小中尾」では、それぞれのグループホームの特徴を生かして、能や歌舞伎の鑑賞、ナイター観戦、バス旅行、宿泊旅行など余暇を楽しんでいます。スタッフやボランティアだけでなく、ガイドヘルパーのサポートも受けて、安全に楽しく出かけました。

### 二 相談支援事業

#### (一) 計画相談

サービス等利用計画の作成件数は徐々に増えて、一三〇件ほどになりました。定期的に実施状況を報告・確認するモニタリングも、一カ月、三カ月、六カ月、一年と利用するサービスや利用者の状況によって変わりますが、この作成も月一〇〜二〇件になっています。放課後等デイサービス利用者の作成は増加傾向です。特別支援学校からも情報提供を受けています。

青梅市では、八月末時点で必要作成ケース全体の五割を作成済みと報告されています。希望する支援がきちんと利用できるように協力したいと思っています。

#### (二) その他相談支援事業

障害基礎年金の取得(三件)の支援や更新の支援(三件)が続きました。

## 青梅市障害者 就労支援センター

### 就労前の準備について

今年度も上半期が終わりましたが、九月末現在、当センターには約四百名の方から相談がありました。

一般就労を目指し頑張っている方や、就労後に困難事項に直面した方、日々の不安なども含め、就労に関わる事々々々な相談を受けております。

中には、生活リズムが乱れている方、体力的に就労に耐えられるか不安な方など、就労準備が整っていない方からの相談も多くなっています。

就労を継続するには、土台をしっかり固めていく事が大事です(図①)。準備が整わないままでは、すぐに大きな壁にぶつかってしまい、就職後の定着も大変困難になってきます。

そこで、就労準備が整っていない方には、まず働くための準備から始められるよう、その方にあった情報や機関を紹介し、一緒に進め方を考えていくようにしています(図②)。

基本的な労働習慣を身に付けるため福祉的就労から始めたり、就労に必要な知識や技術・技能を身に付けるため訓練校を目指したり、状況や目的に合わせた様々な方法が考えられます。

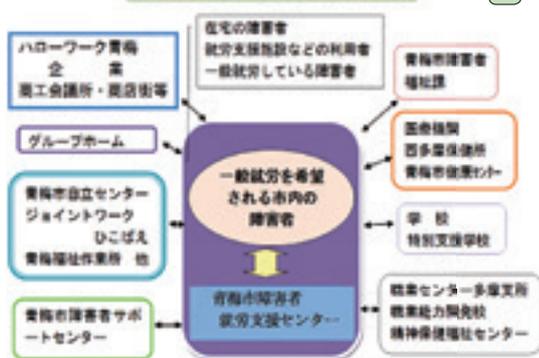
図①

安定した職業生活までの準備



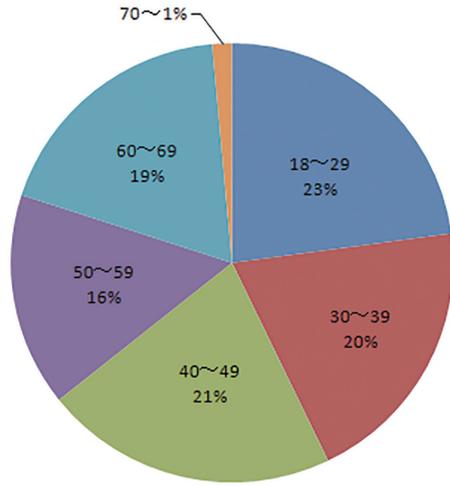
図②

あなたを支える連携の力



働きたい気持ちを持っている事が重要ですが、今後も相談者の皆様が少しでも前に進めるよう、その方の目標に向けたお手伝いが出てくるように職員一同取り組んでまいります。

# 青梅福祉作業所



このグラフは当作業所の九月一日現在の年齢分布です。各年齢層が偏りなく存在していることを表しています。そして六〇歳以上が一九%もいます。この年齢層の生活背景では圧倒的に多いのが青梅市内のグループホームを利用している人です。

こうした変化は自立支援法、障害者総合支援法と法体系が進化して、グループホームの数が飛躍的に増えたからです。

通所施設は、かつて卒後の受け皿（卒業後の行き先）などといわれていました。それは今も変わらないのですが、

いくつになっても安心して「慣れている大好きな作業を続けられる」ということも重要になりました。

年齢の高い人たち（五〇歳以上）には長年企業で働いてきた人も少なくありません。ここ数年の新規利用者には五〇歳以上で初めて福祉サービスを受けたという人も数人います。この人たちは「働く」という基本姿勢が完成されているので、これから企業就労を目指す若手の見本になりますし、各作業班でも主力として働いてもらっています。

私たち福祉作業所の職員は、日中活動の支援が主なので生活の細かな部分まで支援することはできません。でも、自宅から通っている人たちにとっては、ご家族に次いでご本人達をよく知っている存在だと思っています。通っている人たちの中には、言葉をうまく使えない人もいますが、私たちはその人の気持ちができるようになります。

「慣れている大好きな作業を続けたい。」と言えなくても、わかります。そうした思いに対して安心していただくようにするのが私たち職員の使命だと思います。

かつて施設で暮らすことが宿命であった人たちにとって住み慣れた地域

で生活を続けられるということは、ほんとうに幸せなことだと思います。

さて、二〇歳代（一〇代も含む）三〇歳代に目を向けてみましょう。この世代の中には企業就労に向けて現在取り組んでいる人、将来チャレンジしたい人もいます。また、もつと工賃が高い作業所に行きたいなどの気持ちをもっている人もいます。まだまだ長い人生の始まり時点ですから、さまざまな可能性があります。

私たち職員は、そうした可能性を否定せず、セカンドステージも応援しています。

四〇歳代の中にも企業就労を希望している人もいますが、少数です。

先述した五〜六〇歳代の人たちのように、地域で「慣れている大好きな作業を続けること。」ができるかどうかの分岐点にさしかかっていると感じているご家族の方が多いのではないのでしょうか。

先日、当作業所の家族連絡会後に友愛学園地域支援部のスタッフからグループホームに関する説明会がありました。ご家族の中には今すぐグループホームを利用したいと思っている人から、数年後には利用したいと思っている人などさまざまですが、必要と考え

ている方は多数です。

友愛学園がグループホーム「すてっぷ小中尾」を開設した一〇年前当時に比べて青梅市内のグループホームは飛躍的に増えましたが、まだまだ必要と思えます。

私たち職員は安心して通えるところがあつてこそ、地域生活を支えられるという思いを強く持ち、これからも支援していきたいと思えます



# はあとぴあ原宿

## ● 児童発達支援事業 はあとぴあキッズ

五月の下旬に、はあとぴあキッズの分室を隣接施設内に開設しました。ご利用の対象は1〜3歳児のお子様です。1〜3歳児は、親子関係を構築する大切な時期であるため、母子での親子登園での療育を行なっています。日々の活動は、グループ指導と個別指導があり、グループ指導では音楽、絵画、親子ヨガ、ポニーセラピーなどがあります。八〜九月には、計四回のシリーズでペアレントトレーニングを実施しました。保護者の方がそれぞれに子育ての悩みや思いを共有し、その中でお互いのいい所などを見つけて褒め合うことなどを中心に行ないました。その他にも、「ほめて育てる」、「適切な行動が出やすい環境を作る」など保護者の方が日々の生活の中で取り組みやすいようなテーマを取り上げました。



七月七日(月)には、はあとぴあキッズと分室でそれぞれ七夕コンサートを行いました。キッズは四〜五歳児が中心ということもあり、音楽に合わせて一緒に踊ったり、楽器を演奏するなどの様子が見られました。分室は、親子でじつくりと音を楽しむ様子が見られました。どちらの会でもたくさんのお子様の笑顔が見られ、夢が叶えられそうな素敵な一日となりました。



これから秋が深まり、神宮外苑のいちよう並木がきれいな季節となります。毎年のはあとぴあ祭で、在園児と卒園時にも共に集い会えることを楽しみにしています。

## ● はあとぴあ原宿 玄関横の掲示板作品

はあとぴあ原宿では、皆様よくご存じのように、工房活動を通じて、様々な作品が生まれています。その一つに各工房の利用者さんが一緒に作り上げる、玄関横の掲示板の作品があります。お正月から始まって、雪だるま、雛人形、梅雨景色、夏景色、十五夜、はあとぴあ祭、秋の紅葉など季節々に合わせた作品が掲示されています。全ての利用者さんが、それぞれの能力を発揮して出来上がった作品を是非ご来館の際にご覧いただきたいと思っています。



上：今年のはあとぴあ祭  
右上：今年のお正月  
右下：今年九月 十五夜

## ● 日帰り旅行の実施

五月十六日のドイツニーランド、二八日相模湖プレジャーフォレスト、六月一三日江の島水族館、二七日横浜動物園ズーラシアの四か所に分かれて日帰り旅行が実施されました。いずれの日帰り旅行も天候に恵まれ、参加された利用者さんは楽しい一日を過ごされました。

しかしながら、七月十日から予定されていた箱根への一泊旅行は、ホントに残念なことに台風の影響と重なってしまい今年中止せざるを得ませんでした。結果的には、実施しても大丈夫だったかなとも思えるような天気でした。はあとぴあ原宿の行事の中でも「はあとぴあ祭」や「作品展」に次ぐような利用者さんにとって大きな行事の中止は、職員にとっても重大な決断が必要でしたが、なによりも安全第一に考えた結果でした。捲土重来、来年に大きな期待をしています。

## ● 杜の風での出張販売

六月から、上原にある特別養護老人ホーム「杜の風」に麦工房のクッキーをはじめとした作品の出張販売を行っています。「杜の風」利用者の方や家族の方にお買い上げをいただいています。詳しい様子などは改めてお知らせしたいと思います。

# イベントメニュー

## ●平成二六年度職員実践報告会の開催

さる九月三〇日に、改修が終了して、内部が一新された作業棟二階の、多目的ホールで理事長、事務局長はじめ幹部職員も出席した中、開催されました。当日は、①はあとびあ原宿から「はあとびあ原宿開墾物語」歩工房の活動を振り返って、②児童部から「児童施設における進路支援」一人の子の支援から見えるもの、③青梅福祉作業所からは、「青梅福祉作業所とは」就労系事業所の業務」と三つの事業所から三人の職員によって、それぞれ実践報告がなされ、予定時間を大幅に超過した熱心な実践報告会となりました。今後実践力の向上のため、報告会の定着と内容の充実に向けて参ります。



## ●来年度の新規採用者の募集と採用決定

さる六月二八日、東青梅福祉センターにおいて、社会福祉法人友愛学園の来年四月一日付の採用予定者の採用試験を実施しました。八名の応募者の中から五名の方の採用内定を決定し、本人に通知しました。今後一二月に、追加の採用試験を行い若干名の追加採用を検討しています。

## ●給与・人事検討委員会検討状況の中間報告二回目の実施

今年の一月十五日付第十九号でお知らせした給与・人事検討委員会では、昨年七月に続き、二回目の中間報告を六月三日、一七日、二四日のいずれも火曜日の三日間を利用して、職員全員を対象に実施しました。給与制度、人事制度の変更を行い、職員の労働環境を整え、友愛学園のサービスを利用される障害者の方の支援をより一層充実していく所存です。来年四月からの実施を目指しておりますので、ご理解賜りたくよろしくお願ひします。

## ●「社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会」報告について

新聞報道等でご存じのように、厚生労働省が設置した同検討会から、七月

四日報告書が公表されました。報告書では、社会福祉法人は、「社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化」から、「社会福祉制度のセーフティネットとしての役割」を担い、「地域における公益的な活動の推進」を実施すべき等々と記載されています。

これまで、友愛学園をはじめ大多数の社会福祉法人は、その設置目的に沿って、果たすべき役割を一所懸命に果たしてきましたが、それだけでは社会福祉法人の役割を果たしたとは評価されない厳しい時代になったものと認識を新たにしています。

呼応して財務省からは、来年度から介護報酬の引下げの話しがでており、介護報酬の引下げは、財政基盤の脆弱な社会福祉法人にとっては、事業継続の大きな問題になり兼ねません。

今後この報告書を受けて、厚生労働省から、何らかの通知があるものと思っておりますが、介護報酬の引下げ問題と合わせ、友愛学園としても、全国社会福祉協議会、知的障害者福祉協会等の動きを注視しながら、地域における公益的な活動等について法人内部の議論を深めていくこととしています。



## 後援会へのご加入案内

当法人では後援会にご加入いただける方を募っております。ご協力くださる方は左記までお問い合わせ下さい。詳しいご案内をさせていただきます。

**目的** 友愛学園の事業を後援すること  
を目的としています。

**会費** 一口 千円

**連絡先** 友愛学園 後援会事務局

**電話** 〇四二八―七四一五四五三

**FAX** 〇四二八―七四一六〇八七

## 編集後記

広島での大きな土砂崩れの傷も癒えぬうちに、御嶽山の噴火で、たくさん犠牲者が。自身がその場にいるとしたら、突然の自然災害にどう対応できるのか考えさせられました。

そうした中、社会福祉法人に対する風当たりが、非常に厳しくなっており、今まで通りの本来目的に沿った事業運営では許されなくなりそうです。先日のNHKの放送では、老後破産という厳しい現実を伝えていました。こうした厳しい現実を前にして、さらに社会福祉法人に対する圧力も強まりそうですが、設置目的を忘れることのないよう、さらに注意しつつ頑張れば…

〈〇〉